



藤田 昭 議員

福井市長に対して提出されたいちご農園補助金問題「公開質問状」について

問

昨年9月に市議会が全会一致で刑事告訴をするように決議をしているが

答

刑事訴訟を視野に顧問弁護士と協議をしていますが、様々なハードルがあり慎重に対応いただいています

問 公益上の必要性判断は、補助金の交付について公益上の

必要性という要件が課せられているが、これは恣意的な補助金交付によって市の財政秩序を乱すことを防止するためと解するが。

答 総務部長

補助金の交付については、著しい不公平また法令違反等が無い限り、市長の裁量権が認められています。なお、概算払いの妥当是非については、係争中であることから答弁を控えさせていただきます。

問

概算払いというのは、文字通り「概算」であり、何を概算したのが問題で、この「何」にあたるのが金額の根拠であり、概算の対象となるのは何らかの出来高が必要と考えらる。

しかし、補助事業がその概算払いの部分だけ完成していない。

株風車と株COSMOとの契約書にある支払計画によると、契約書の中では6月末に着手金を支払うとの契約である。

市が支払った金額は概算払

いと言っているが「着手金」ではなかったのか。

答 総務部長

概算払いについては、それぞれ考え方が違いますので、最終的には裁判で判断されるということですが、現在係争中のため答弁を控えさせていただきます。

問 今回のいちご問題について、市長はじめ市の農林水産部長も間違っていない、全く瑕疵は無いとの話。昨年9月に市議会が全会一致で刑事告訴をするように決議をしているが。

答 市長

刑事訴訟を視野に顧問弁護士と協議をしています。様々なハードルがあり慎重に対応いただいているところでございます。

